

米子市フッ化物洗口液等学校配送業務

プロポーザル実施要領

令和8年3月

米子市教育委員会事務局

こども支援課

本公募は、令和8年3月議会で令和8年度予算が承認されることを前提とした事前準備手続きであり、本事業は予算承認後に効力を生じる事業です。議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 趣 旨

本実施要領は、「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務」の受託者の選定及び業務委託契約の締結について規定するものである。

受託者の選定にあたっては、価格に対して最も価値が高いサービスを行うことができ、高度な専門性やノウハウを活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により決定する。

本実施要領及び付属する文書の記載事項は、企画提案参加者及び受託者が遵守すべき事項を定めたものであり、企画提案者はこれらを理解したうえで企画提案に参加すること。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

米子市フッ化物洗口液等学校配送業務

### (2) 事業概要

米子市立小学校で週1回実施するフッ化物洗口のために、米子市教育委員会こども支援課で準備したフッ化物洗口液等を、米子市立小学校へ配達・回収を行う業務を委託するものである。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

### (4) 提案上限額

#### ア 提案上限額

4,248,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

この金額は企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。

#### イ 提案金額は、この上限額を超えてはならない。

提案金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

### (5) 契約方法

業務委託契約とする。

### (6) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 米子市教育委員会等との連絡・調整が速やかに円滑に行えるよう、米子市内に事業所、事務所を置く者であること。
- イ 「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務仕様書」に基づく業務を確実に履行できる見込みがあること。
- ウ 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- カ 米子市が課する税の滞納をしていない者。

### 3 手 続

#### (1) 担当部署

〒683-0811

鳥取県米子市錦町一丁目139番地3 米子市教育委員会事務局こども支援課

電話番号：0859-23-5434

電子メールアドレス：[kodomo-shien@city.yonago.lg.jp](mailto:kodomo-shien@city.yonago.lg.jp)

#### (2) 提出書類

##### ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する者は、「【様式1】参加申込書兼参加資格に関する申立書」を作成し、電子メールにより提出すること。提出期限は、令和8年3月13日（金）午後5時までに本市にメールが到達していることを条件とする。

（メールフィルターにより最大一時間程度メール受信までにタイムラグが発生します。）

電子メールは、件名を「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務委託プロポーザル：参加申込」、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

##### イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を電子メールにより提出すること。提出期限は令和8年3月19日（木）正午までに本市にメールが到達していることを条件とする。（メールフィルターにより最大一時間程度メール受信までにタイムラグが発生します。）

電子メールは、件名を「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務委託プロポーザル：企画提案書等」とし、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

- ・【様式2】「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務」企画提案書（表紙）
- ・企画提案書
- ・【様式3-1】提案見積書
- ・【様式3-2】見積内訳
- ・【様式4】役員等調書兼照会承諾書
- ・市税納税証明書（市税に未納がないことの証明書）

#### ウ 参加辞退

参加申込を行った後、企画提案参加を辞退する者は、【様式6】辞退届を電子メールにより提出すること。

電子メールは、件名を「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務委託プロポーザル：参加辞退」とし、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

### (3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、(1)の担当部署へ電子メールにより提出すること。

ア 件名を「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務に係る公募型プロポーザル（質問）」とし、提出期限は、令和8年3月6日（金）午後5時までに本市にメールが到達していることを条件とする。（メールフィルターにより最大一時間程度メール受信までにタイムラグが発生します。）

イ 回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年3月11日（水）午後5時までに、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

### (4) 審査方法等

#### ア 第1次審査

(ア) 参加申込者が3者を超えた場合、提出された企画提案書等について「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務公募型プロポーザル最優秀提案者選定基準」（プレゼンテーション項目を除く）により書類審査をし、3者を選出する。なお、参加申込者が3者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

#### (イ) 審査結果の送付

参加申込者が3者を超えた場合、第1次審査の結果について、令和8年3月27日（金）に全ての提案書提出者へ電子メールで通知する。第1次審査合格者については、第2次審査実施日時等を併せて通知する。

#### (ウ) 第2次審査実施日時等の通知

参加申込者が3者を超えない場合は、第2次審査実施日時等について、令和8年3月19日（木）に全ての提案書提出者へ電子メールで通知する。

## イ 第2次審査

(ア) 提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、「米子市フッ化物洗口液等学校配送業務公募型プロポーザル最優秀提案者選定基準」により評価を行う。

実施日ならびに時間は、参加申込者へ個別に連絡する。

※1者当たり質疑応答を含め50分以内とする。

(イ) 最優秀案の選定と実務交渉

第2次審査の結果により、最も高い点数を得た提案者を最優秀提案者として選定し、当該提案者と実契約に向けた交渉を開始する。

(ウ) 審査結果の送付

第2次審査の結果については、令和8年4月の第2週頃に第2次審査対象者へ電子メールで通知する。

## 4 契約締結の交渉及び契約締結

(1) 第2次審査の結果、最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。

この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った優秀提案者の中で上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

## 5 日程

質問書提出期限	令和8年3月6日(金)午後5時
質問最終回答日時	令和8年3月11日(水)午後5時
参加申込書等提出期限	令和8年3月13日(金)午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年3月19日(木)正午
第1次審査結果通知	令和8年3月27日(金)
第2次プレゼンテーション	別途参加申込者へ個別に通知する。
第2次審査結果通知	令和8年4月第2週頃

## 6 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。

(3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提出された提案書等は、米子市フッ化物洗口液等学校配送業務の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。